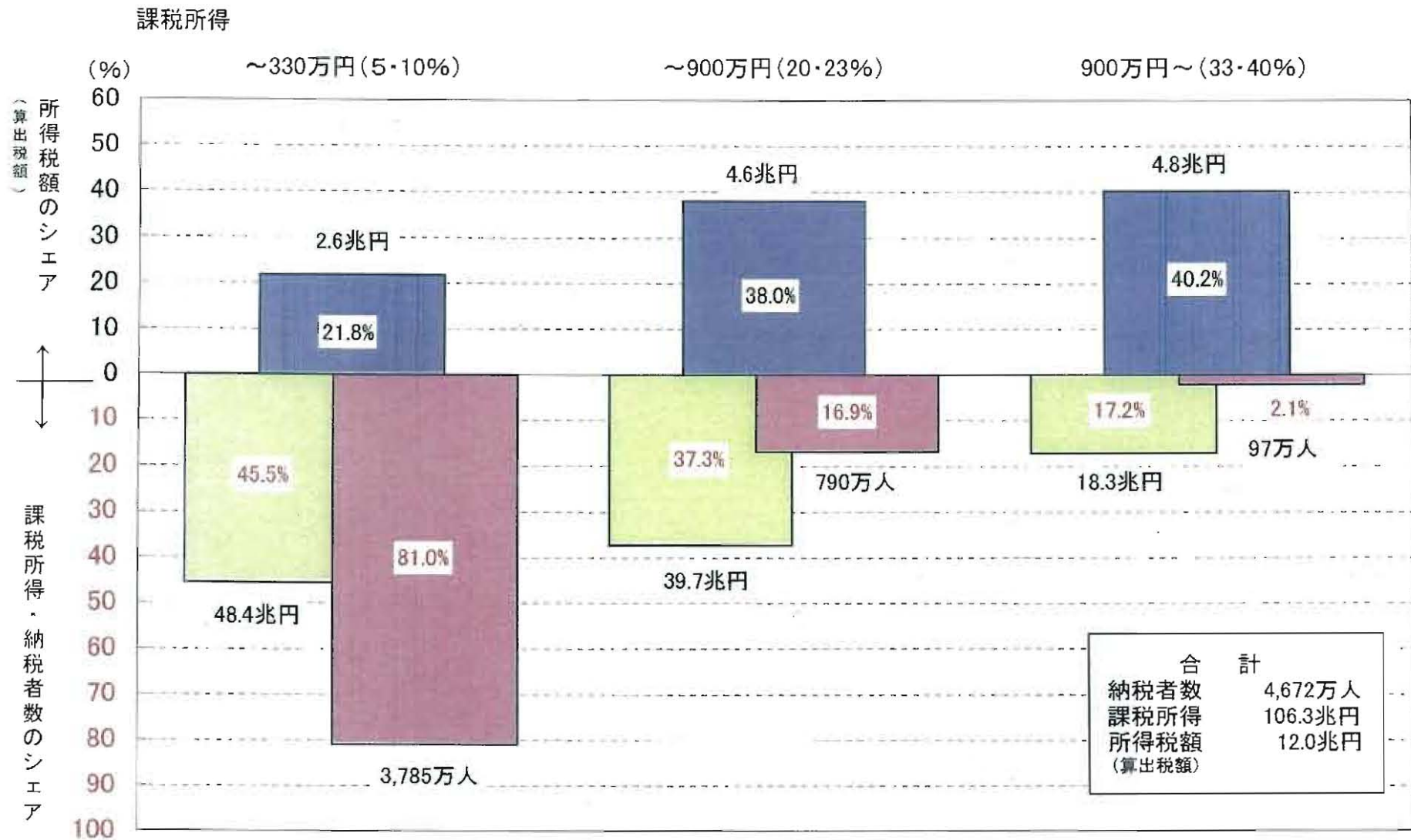


所得税における課税所得階級別の納税者数等

未定稿



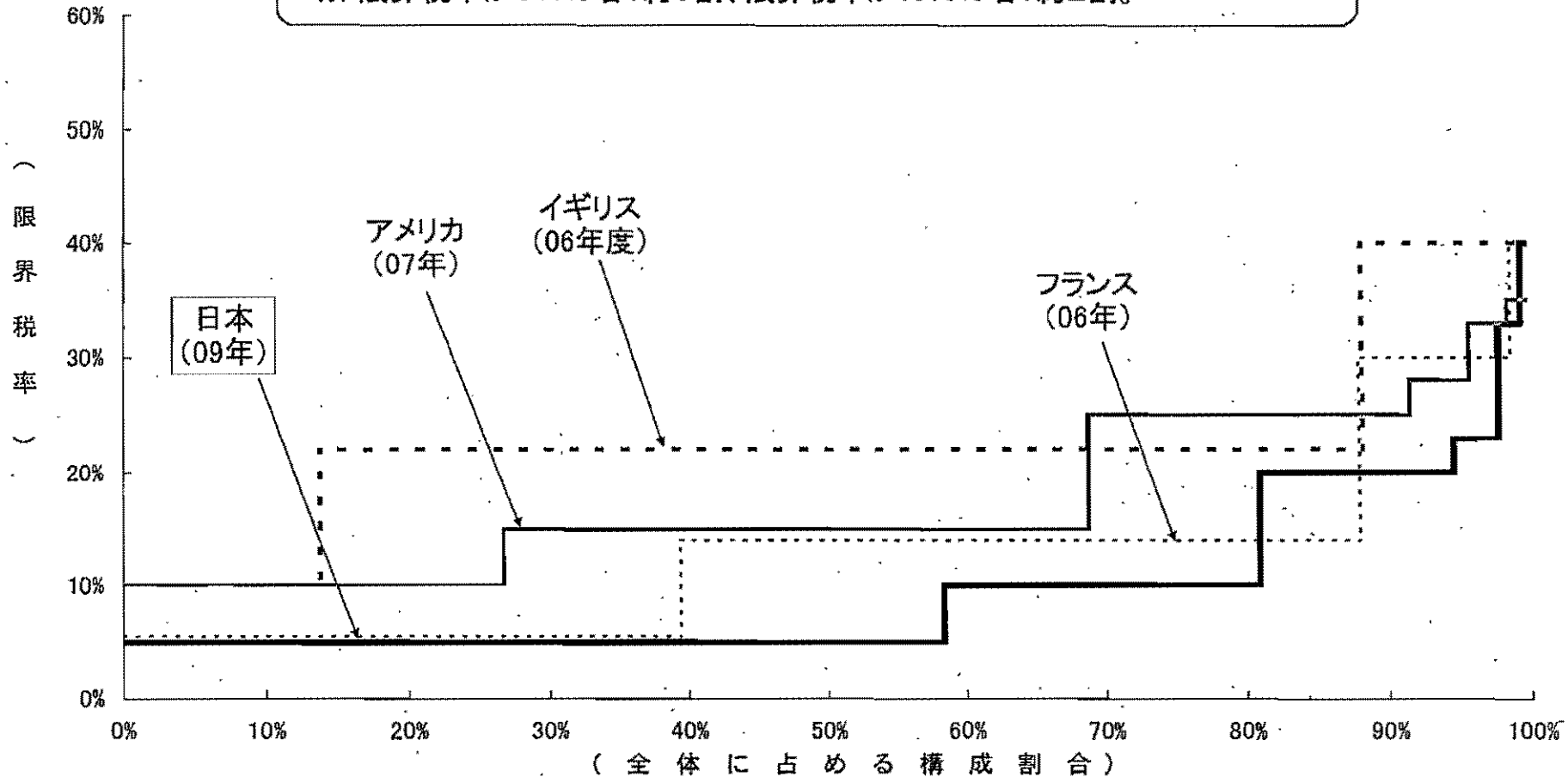
(注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)  
 2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

# 所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2010年1月現在)

○我が国の納税者の約8割が限界税率10%以下。  
 ※ 限界税率が5%の者:約6割、限界税率が10%の者:約2割。

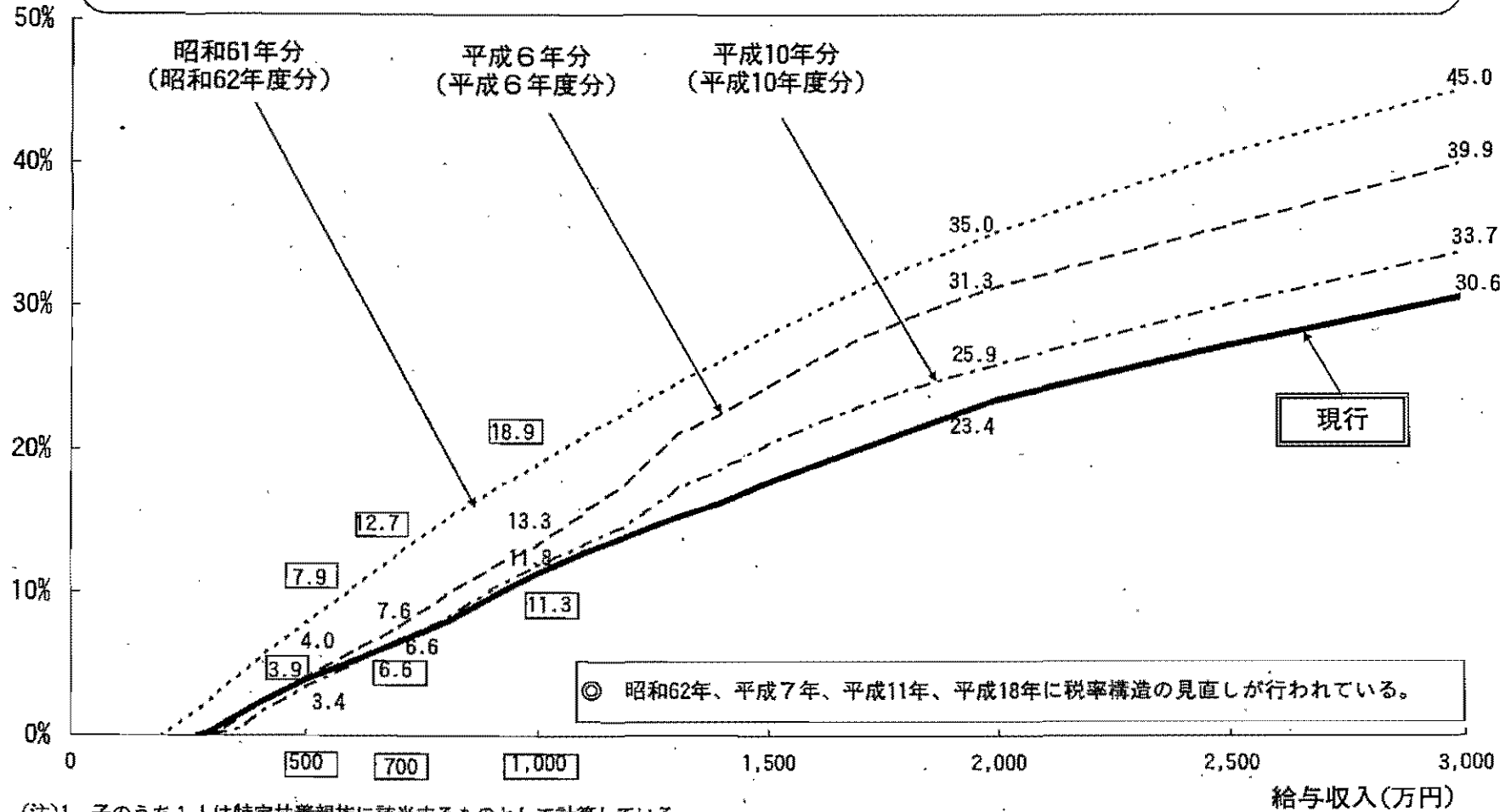


- (注) 1. 日本のデータは、平成21年度予算ベースを基に推計したものである。  
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。  
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。  
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。  
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

# 個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)

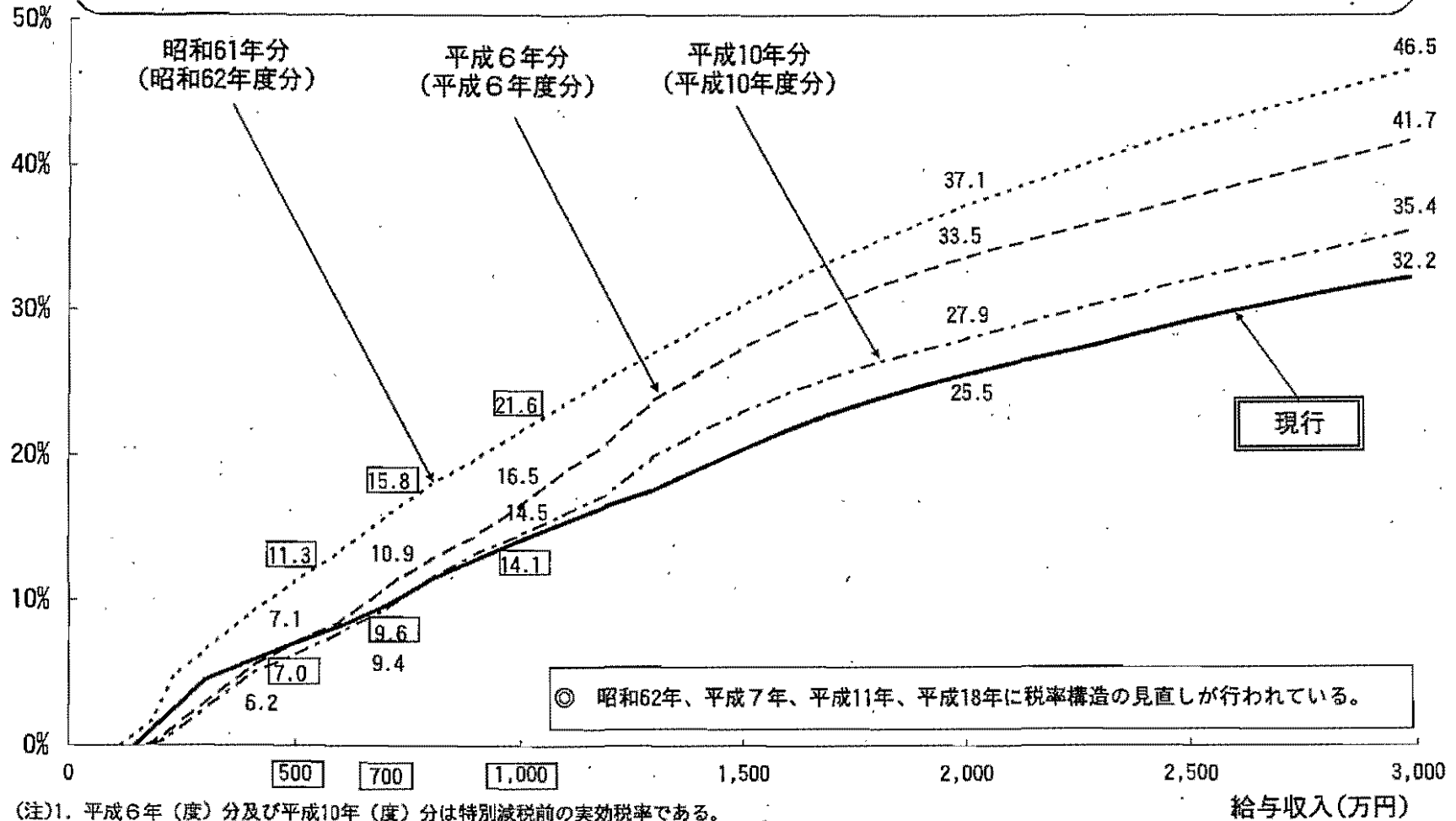
・ 給与収入 500万円の場合の実効税率	7.9%	→	3.9%
・ 給与収入 700万円の場合の実効税率	12.7%	→	6.6%
・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率	18.9%	→	11.3%



- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。  
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。  
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

# 個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

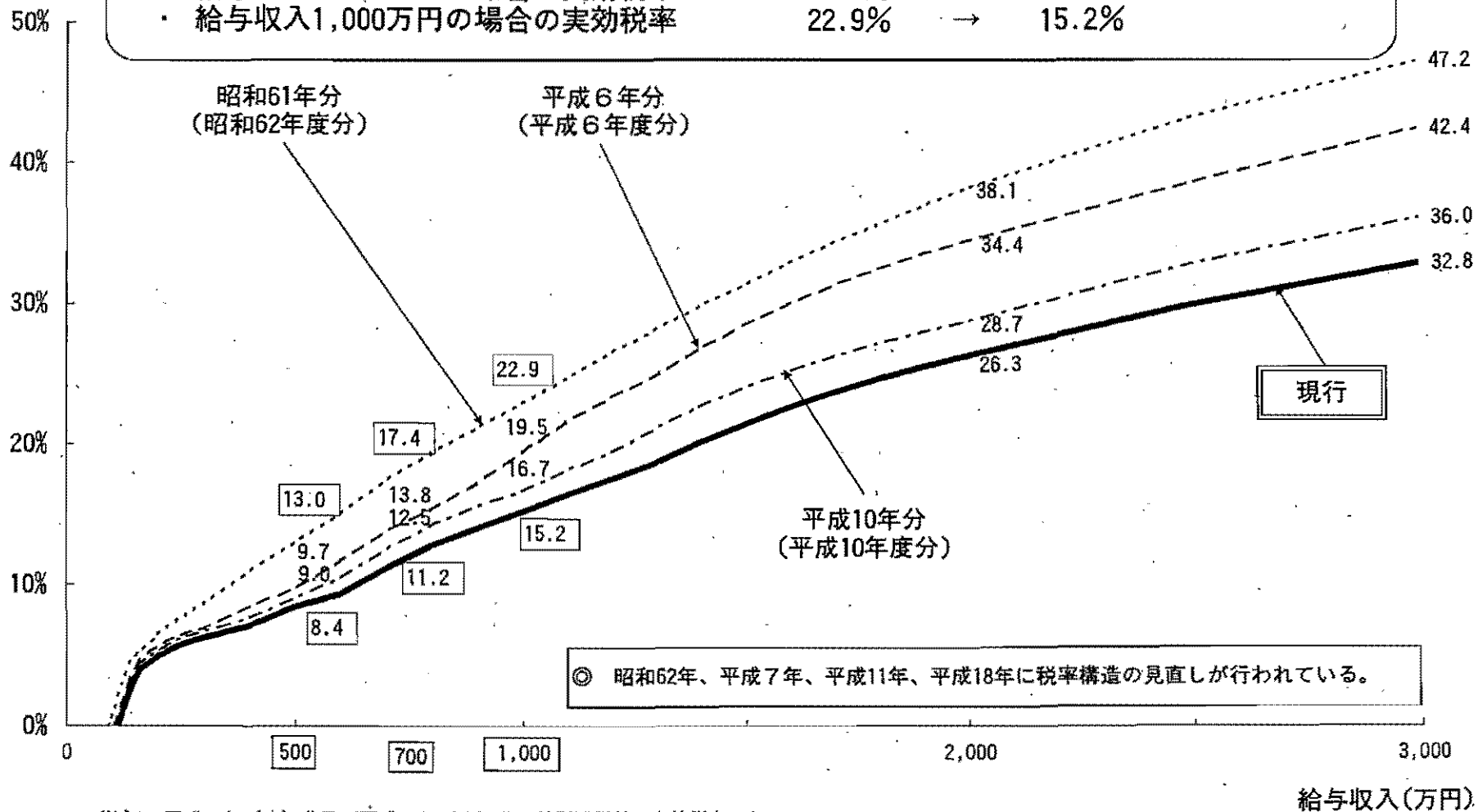
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
  - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
  - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%



(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。  
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

## 個人所得課税（所得税+個人住民税）の実効税率の推移（単身の給与所得者）

○ 累次の改正により所得再分配機能は低下。	(昭和61年分)	(現行)
・ 給与収入 500万円の場合の実効税率	13.0%	→ 8.4%
・ 給与収入 700万円の場合の実効税率	17.4%	→ 11.2%
・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率	22.9%	→ 15.2%



(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。  
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。